

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

## 国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国**……国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 年金額の一部を国が負担**……私的年金にはない、国の負担があります。
- 物価スライド制**……物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証**……生涯にわたって年金が受けられます。
- 全額社会保険料の控除の対象**……確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金**……けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

## 国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職、結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

### 第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

### 第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

### 第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

## 国民年金の保険料の納め方

### 第1号被保険者

- ・日本年金機構(年金事務所)から送付される「納付案内書」で直接金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- ・保険料は、月額16,260円(平成28年度)です。
- ・「口座振替」のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- ・まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

### 第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

### 第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

## 国民年金保険料の後納制度

平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度をご利用できます。

## 保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により、経済的に保険料の納付が困難な場合、本人の申請により、前年の所得を審査の上、保険料が免除される制度です。また、学生には学生納付特例制度があります。所得の審査対象者および内容は下表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,070				
半額免除	8,130				
4分の1免除	12,200				
納付猶予制度	0	されない			本人 配偶者
学生納付特例	0				本人

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年間納付されないと「時効」として処理されますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納していただけます。

ただし2年度以上経過した期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度ですので年金受給額を満額に近づけるためには、前記期間内(10年間)に追納をしてください。

## ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。

問合 保険年金課医療・年金G

内線2121・2122

中村年金事務所

☎052-453-7200

## 児童虐待防止推進月間

さしのべて あなたのその手 いちはやく

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

### あなたにできる防止対策

- ・まわりの子どもに関心を持ってください。
- ・自分の周囲で虐待を疑われる事実を知ったら、ためらわず通報してください。

### 問合・相談先

- ・子育て支援課子育て支援G  
内線2224
- ・家庭児童相談室 ☎24-0350
- ・海部児童・障害者相談センター  
☎25-8118
- ・児童相談所全国共通ダイヤル  
☎189 (いちはやく)



## 子ども・若者育成支援県民運動強調月間 11月1日(火)～30日(水)

育てよう 自分に勝てる子 負けない子

今日、子ども・青少年を取り巻く状況は、いじめや不登校、児童虐待や貧困問題など多様化・深刻化しており、家庭や学校、企業、地域など社会全体での取り組みが求められています。

子ども・若者の健全育成支援へのご理解、ご協力をお願いします。

### 街頭啓発キャンペーン

日時 11月16日(水) 午後4時45分

場所 津島駅周辺

主催 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)内線2282



## シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 11月11日(金)～20日(日)

### 後部座席でもシートベルト、「カチッと!」ね!!

後部座席でシートベルトを着用しないと、交通事故に遭った場合、自分自身への大きな被害、車外放出、前席同乗者への加害などの危険性があります。後部座席でのシートベルトの着用は、同乗している家族や友人の大切な「命」を守ります。

シートベルトは命綱!車に乗ったら、まず、全員がシートベルトをカチッと締めましょう。

### 抱っこでは守れない 子どもの命

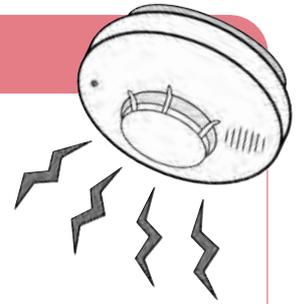
時速40kmで衝突時、子どもの体重は実際の約30倍にも相当します。これでは、大人がどんなに力持ちでも「抱っこ」で支えることはできません。

### 子どもを事故から守るのは、大人の責任です!

チャイルドシートは習慣づけることが大切です。また、チャイルドシートが正しく取り付けられているかどうかを確認してください。正しく取り付けられていないと効果が薄れて、重大な事故につながるケースもあります。



問合 市民協働課地域コミュニティG  
内線2252



消しましょう その火その時 その場所で

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんの火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ・このくらいなら良いと油断しない

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・家具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

付けましたか?住宅用火災警報器

一般住宅でも住宅用火災警報器等の設置および維持が義務付けられています。

いざというときにきちんと作動するように、日ごろからお手入れや点検をしましょう。



そろそろ古くなってきていませんか?

住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化され、そろそろ電池が切れる時期となります。

電池が切れた場合、住宅用火災警報器から電池切れを知らせる音がします。

音声で知らせるもの、ピッピッピ・・・と音で知らせるものがあります。

普段聞きなれない電子音でご自宅でする場合は、住宅用火災警報器の電池切れの音の可能性があるので確認してみてください。電池切れの場合は、販売店または製造メーカーに対処方法をお問合せください。

設置器具

煙式の住宅用防災機器(警報器または、報知設備)で、日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨

日本消防検定協会NSマーク



取扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場にて販売されています。

悪質な訪問販売に注意!

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格、無理強い販売などを行う業者に注意してください(クーリングオフの対象になります)

問合せ 消防本部予防課危険物G ☎23-0419

11月13日(日)は「あいち地震防災の日」

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう家具の固定の状況、食料、水、医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難場所の位置および避難経路、災害時での家族間の連絡方法の確認などをおきましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。

※避難所一覧、非常持ち出し品チェックリストなど、市のホームページ(暮らし→安心・安全→防災)もご覧ください。

問合せ 危機管理課危機防災G  
内線2322

